

税関総署、税関登録登記・備案企業信用管理弁法を公布 信用等級を4段階から3段階へ変更

2021年9月13日、税関総署は、《中華人民共和国税関登録登記および備案企業信用管理弁法》公布に関する令》（税関総署第251号令、以下、本弁法）を公布し、従前の弁法^{*}を改定しました。本弁法は、2021年11月1日より実施され、旧弁法は廃止となりました。

従来、税関は、企業の信用状況に応じて高級認証企業・一般認証企業・一般信用企業・信用喪失企業の4段階に区分し、認証企業には利便的な管理措置、信用喪失企業には厳格な管理措置を実施してきました。

本弁法は、この等級区分を高級認証企業・信用喪失企業・その他企業の3段階に変更し、その認証基準・手続き、管理措置などを規定したものです。また、信用喪失企業のうち重大な規定違反がある企業や行政処罰を受けた企業に対するブラックリスト制度も明確化しました。

なお、高級認証企業の認証基準も本弁法の実施に合わせて別途公布され、共通基準と個別基準の詳細がそれぞれ明確化されました。

※《中華人民共和国税関企業信用管理弁法》（税関総署令第237号、2018年3月公布）の詳細は、SMBC (CHINA) NEWS【2018】23号ご参照

＜本弁法の概要＞

1. 企業信用管理の原則

税関は、以下の企業信用情報を収集し、税関に登録登記・備案する企業を区分して、その等級に応じた管理を実施します。本弁法により、等級区分は、従来的高级認証企業・一般認証企業・一般信用企業・信用喪失企業の4段階から高級認証企業・信用喪失企業・その他企業の3段階に変更となります。

信用情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の登録登記または備案情報、企業関係者の基本情報 2. 企業の輸出入および輸出入に関わる経営情報 3. 企業の行政許可情報 4. 企業およびその関係者の行政処罰・刑事処罰情報 5. 税関が国家関連部門と実施した連合奨励・連合懲戒の情報 6. AEO相互認証情報 7. その他の企業信用状況を反映可能な関連情報 	
等級区分と管理措置	高級認証企業	利便的な管理措置（詳細は次ページ）
	信用喪失企業	厳格な管理措置（詳細は次ページ）
	上記以外のその他企業	通常の管理措置（本弁法に詳細の言及なし）

2. 高級認証企業

認証基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通基準と個別基準に区分され、双方の基準への合致が必要 ● 各基準の詳細は、税関総署が別途制定・公布（税関総署公告 2021 年第 88 号）※ <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基準：内部統制・財務状況・法律遵守規範・貿易安全性など ・ 個別基準：税関が各企業の類型・経営範囲に応じて制定
認証の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請： 企業が税関に書面で申請し、関連資料を提出 ● 審査： 税関が共通基準・個別基準に基づき審査し、企業に赴き現場認証を実施 ● 決定： 税関が申請・関連資料の受領日より 90 日以内に認証の是非を決定 ● 証明書： 認証企業に高級認証企業証書、未認証企業に認証不通過決定書を発行 ● 再審査： 税関は、5 年毎に再審査を実施 企業の信用状況に異常事態が発生した場合、不定期に再審査可 ● 認証取消： 再審査を経て基準に合致しなくなった場合、高級認証企業証書を回収
管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 高級認証企業は、中国税関の AEO であり、以下の利便的な管理措置を適用（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入貨物の平均検査率は、原則、通常の実施する企業対比 20% ・ 輸出貨物の原産地調査の平均抜取検査率は、原則、企業対比 20%以下 ・ 輸出入貨物の通関手続き・関連業務手続きの優先 ・ 税関への担保免除申請 ・ 企業への査察・検査頻度の軽減 ・ 輸出貨物の税関監督管理区への到着前の税関申告 ・ 税関による企業サポート職員の設置 ・ AEO 相互認証国家または地区の税関通関利便化措置 ・ 国家関連部門が実施する約束遵守に対する連合奨励措置

※ 詳細は、以下の税関総署のサイトをご参照ください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3979341/index.html>

3. 信用喪失企業

認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の状況のいずれかがある場合、信用喪失企業として認定 <ol style="list-style-type: none"> 1. 税関から密輸犯罪の捜査を受け、公安機関から立件され捜査を受け、かつ司法機関が法に基づき刑事責任を追及した場合 2. 密輸行為により税関から行政処罰を受けた場合 3. 非通関企業：1 年以内の税関監督管理規定への違反行為数が前年度の関連書類（通関申告書・輸出入備案明細書など）総数の 0.1%超、かつ税関から受けた行政処罰の累計金額が 100 万元超の場合 通関企業：同比率が 0.05%超、かつ同行政処罰の累計金額が 30 万元超の場合 4. 納付期限日の 3 ヶ月以降も税金が未納付な場合 5. 納付期限日の 6 ヶ月以降も罰金、没収された違法所得・追納する密輸貨物・物品に相当する代金が未納付、かつ 1 万元を超過する場合 6. 税関職員の職務執行に抵抗・妨害し、法に基づき処罰を受けた場合
------	--

	<p>7. 税関職員に賄賂を贈り処罰を受けた、または刑事責任を追及された場合</p> <p>8. 法律・行政法規・税関規則の規定するその他の状況</p>
認定の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前告知： 税関は認定の決定前に、理由・根拠・企業側の陳述・弁明権を書面告知 ● 陳述弁明： 企業が陳述・弁明を提出する場合、書面告知の受領日より5営業日以内に税関に書面で提出 ● 事実確認： 税関は20日以内に事実を確認、企業側の理由が成立する場合、受け入れ
ブラックリスト制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 信用喪失企業に以下の状況がある場合、税関は、連合懲戒を実施し、当該企業を重大信用喪失主体リストに列挙 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品輸出入安全管理規定・化粧品輸出入監督管理規定に違反した、または固体廃棄物を密輸して法に基づき刑事責任を追及された場合 ・ 違法に固体廃棄物を輸入して、税関から課された行政処罰金額が250万元超の場合 ● 税関は、列挙された場合の懲戒措置に関する注意喚起・リストからの削除条件・手順・救済措置を企業に通知 ● 企業が陳述・弁明を提出する場合、書面告知の受領日より5営業日以内に税関に書面で提出 ● 税関は20日以内に事実を確認、企業側の理由が成立する場合、受け入れ
信用回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大信用喪失主体リストに列挙されていない信用喪失企業が信用喪失行為を是正し、影響が消失、かつ以下の条件に合致する場合、税関に信用回復を書面で申請可能 <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記認定基準の2・6により信用喪失企業の認定を受けてから満1年 2. 上記認定基準の3により信用喪失企業の認定を受けてから満6ヶ月 3. 上記認定基準の4・5により信用喪失企業の認定を受けてから満3ヶ月 ● 税関は、審査を経て、申請受領日より20日以内に信用回復許可を決定 ● 信用喪失企業に2年連続で上記認定基準の状況が発生していない場合、税関は、信用回復を決定（重大信用喪失主体リストに列挙されている場合、リストからも削除）
管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の厳格な管理措置を適用 <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出入貨物の検査率80%以上 2. 加工貿易業務を営んでいる場合、全額の担保提供 3. 企業への査察・検査頻度の引き上げ 4. 税関総署が規定するその他の管理措置

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。